

平成24年第4回足寄町議会臨時会議事録

平成24年4月24日(火曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	西東文雄君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	山田弘幸君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について<P3>
- 日程第2 会期の決定について<P3>
- 日程第3 報告承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度足寄町一般会計補正予算(第15号)〕<P3~P4>
- 日程第4 議案第51号 足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例<P4~P5>
- 日程第5 議案第52号 足寄町税条例の一部を改正する条例<P5~P8>
- 日程第6 議案第53号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<P8~P9>

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成24年第4回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集のごあいさつがございます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第4回足寄町委員会臨時会招集に際しての、ごあいさつを申し上げます。

まず、3点報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目でありますけれども、元足寄町の国保病院の院長先生でありました齋木先生が御逝去されまして、先週の月曜日、火曜日、札幌で葬儀がとり行われました。齋木先生は12年間にわたって院長先生として、町民の健康維持に大変御尽力いただいた先生でございます。私、ちょうど東京出張中だったものですから葬儀には出席できませんでしたが、足寄町として齋木先生に対する弔意を表させていただいたということでございます。その点、まず報告をさせていただきます。

次に、平成19年から帯広市の北斗病院と協定を結んで、町民の皆さん方ががん検診の一つであるPET検診、これ平成19年から取り組みをしております。この間、基本料金といたしましては12万円この検診にかかるということでございましたけれども、町と協定を結ぶことにより、9万円で検診を受けられる、さらに、町のほうから1万円助成をして、8万円で検診を受けていただくということで、そういう取り組みをしております。24年度から北斗病院のほうで、基本の検診料の引き下げをするということで、6万5,000円で実施をするということにな

りました。そこで、協議を行いながら、町と協定を結ぶことにより、6万円で実施していただけることになりました。町から従来どおり1万円の助成は継続をしていくことによって、今後、24年度、これからは5万円で検診を受けられるということになります。なお、この助成については、3年に一遍ということで助成をするということにしておりますから、仮に毎年受けたいという方については、1万円の助成が今年度、例えば該当しないということであれば、6万円で受けていただけるということになります。このことは非常にPET検診は小さながんでも発見できるという、これは優れものだというふうに思っていますので、なお一層町民の皆さん方の健康維持のために、今やもうまさしくがんについても、早期発見できれば十分に治療可能だということまでになっていますから、ぜひこのことはさらに奨励をしていきたいなというふうに思っております。既に、過日自治会回覧でその取り組みについては町民の皆様方にお知らせをしているところでございます。状況を聞きますと、既にもう反響が大きくて、20件を超えるような申し込みがあるということでございますから、場合によっては予算が足りないということになりましたら、場合によっては補正予算のお願いをするということも考えておりますので、議員各位の対応をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、3点目でございますけれども、3月の第1回定例会で執行方針の中で触れさせていただきましたけれども、今年度カナダのアルバータ州における、アルバータ州と日本の会議ということで、今年度私どもが姉妹提携を結んでいるウエタスキウィンでこの会議が開かれるということでございます。日程が決まりまして、5月2日から5月8日の日程で、私と議長にも同行いただきながら、そして国際交流の窓口であります、総務室の室長と3名でウエタスキウィンを訪問をしていきたいということで、日程が決まりましたの

で、その点についても報告をしておきたいというふうに思います。

次に、本日本日予定しております案件でございますけれども、報告承認案件といたしまして、平成23年度の足寄町の一般会計の補正予算、これは専決処分の承認を求めるということで審議をお願いをする予定でございます。

それから、議案といたしましては、条例改正について3件予定をしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集に際してのごあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第177条の規定によって、11番川上初太郎君、12番島田政典君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 本日本日開催されました第4回臨時議会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日本日限りであります。

本日本日は、報告承認第1号、議案第51号から議案第53号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営

委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日本日1日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日本日1日間に決定をいたしました。

報告承認第1号

議長（吉田敏男君） 日程第3 報告承認第1号専決処分の承認を求めるとについて〔平成23年度足寄町一般会計補正予算（第15号）〕の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま、議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めるとについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書、平成23年度足寄町一般会計補正予算（第15号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成23年度末において、地方揮発油譲与税、地方交付税、寄付金、基金積立金等の変更により予算の補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

専決処分した補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成23年度足寄町一般会計補正予算(第15号)、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億6,975万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,600万4,000円とするものがございます。

歳出から御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして、1億6,265万4,000円を計上いたしました。第14目企画振興費におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして、710万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

5ページにお戻りください。

第2款地方譲与税におきまして、自動車重量譲与税といたしまして、227万9,000円を計上いたしました。地方揮発油譲与税といたしまして、519万7,000円を減額いたしました。第7款自動車取得税交付金におきまして、383万1,000円を減額いたしました。第10款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして1億7,440万3,000円を計上いたしました。第17款寄付金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしまして、710万円を計上いたしました。総務寄付金といたしまして、500万円を減額いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。

5ページをお開きください。

5ページから6ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度足寄町一般会計補正予算(第15号)の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度足寄町一般会計補正予算(第15号)の件は、原案のとおり承認されました。

議案第51号

議長(吉田敏男君) 日程第4 議案第51号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました、議案第51号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

最初に、改正の理由でございます。

現行の規定では、修学生が休学、留年、又は停学の処分を受けた場合は、貸付を行わないと規定しておりますが、特に必要と認めるときは、貸付を継続できるただし書き規定を設けて、本制度の趣旨であります、足寄町に勤務する地域医療医師等を確保するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

ます。

7ページをお開き願います。

足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例、足寄町医師等修学資金貸付条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。第6条第2項中「復学」の次に「又は進級」を加え、同項に次のただし書きを加える。ただし、特に町長が必要と認めるときは、この限りでない。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、適用区分といたしまして、この条例による改正後の足寄町医師等修学資金貸付条例の規定は、改正前の足寄町医師等修学資金貸付条例の規定に基づき、既に修学資金貸付の決定を受けている者についても適用するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

なお、右ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

2番（星孝道君） この今の提案というのは、留年した場合の処置、こういうことになりますね。一般的に考えるなら、親の援助だけでなく、自治体の修学支援を受けて勉学に励んでおる者が、大きな事由をなくして留年するという事は、考えづらい。特に、町長が必要と認めるときにはこの限りでない、こういう条文がありますが、この定義というのは、どういうふうに解釈をしたらよろしいのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 特に町長が必要と認めた場合の定義でございますけれども、

留学等の処分を受けた場合には、まず、本人から留学した要因と申しますか、理由をお聞きすると。さらに、今後の見通しと申しますか、勉学に励んで修学卒業する確約をする意志があるか。さらに、その修学中において、アルバイト等をせずに、医師等の資格取得に向けてさらなる勉強をしていくのか、そういったもろもろの本人の意志等を総合的に判断させていただいたうえで、その貸付の継続の是非等を判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第51号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第52号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件において、提案理由の説明を求めます。

住民課長 西東文雄君。

住民課長（西東文雄君） ただいま議題と

なりました、議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月31日にそれぞれ公布をされ、原則として、同年4月1日から施行されることにともない、諸用の改正を行うものです。

次に、今回の改正の法改正の主な内容について、御説明を申し上げます。

今回の地方税法の改正は、新成長戦略の実現ならびに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、地方財政の改正を行おうとするものです。その1点目につきましては、固定資産税及び都市計画税について平成24年度評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することとしましたが、住宅用地に係る措置特例については、不公平税制の観点から、廃止することとされました。ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成24年度及び25年度に段階的な経過措置を講ずることとされました。2点目は、東北地方太平洋沖地震にともなう、原子力発電所事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を平成25年度以後当分の間、継続されることとされました。3点目は、地方団体の自主性、技術性を高める観点から、一部の特例措置等について、課税標準の軽減の割合を一定範囲内で条例に委任する地域決定型地方税制特例措置（通称、わが町特例）を導入することとされました。以上の点が改正の主な内容であります。

次に、この改正を受けまして、本町の税条例の改正の内容について御説明を申し上げます。

提案の各条項の説明については、省略をさせていただきます。改正の主な内容につい

て御説明をさせていただきます。

議案書8ページになります。

足寄町税条例の一部を改正する条例、足寄町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2の関係につきましては、町民税の申告について、年金所得以外の所得を有しなかった者で、寡婦控除を受けようとする者は、年金所得の申告手続の簡素化の観点から、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正です。これは、平成23年度税制改正で、所得税の申告において、年金所得者が年金保険に提出する扶養親族等申告書に寡婦の記載が追加され、適用の有無の把握が可能になったことによるものでございます。この改正につきましては、平成26年度以後の個人住民税から適用となります。

次に、54条の関係につきましては、平成23年12月2日改正の地方税法施行規則の一部を改正する省令第156号の改正によりまして、該当条項が繰り上げられたことから改正をするものです。

次に、附則第10条の2の関係につきましては、現行の附則第10条の2を附則第10条の3に繰り下げをし、附則第10条の2として、地方税法附則第15条第2項第6号に規定をされず、固定資産税課税標準の下水道除外施設（下水による障がいを除去するために必要な施設）に係る特例措置として、課税となるべき価格に乗じる割合を条例で定めることとされたことから、新たに規定をするものです。これは、地方団体の自主性、自立性を高める観点から、一部の特例措置について、課税標準の軽減の割合を一定範囲内で条例に委任することとされたことによるものです。乗じる割合につきましては、従来、地方税法で規定をされていましたが、4分の3とするものです。現在、この規定の対象となる施設はございません。

次に、附則第11条の関係につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義の規定であります。この特

例も3年間延長することによりまして、見出しの改正と該当条項の整理をするものです。

次に附則第11条の2につきましては、評価替え以外の年度における土地の価格の特例の規定で、次回評価替えまでの25年度分及び26年度分の各年度において、特例の延長をするものです。第1項は、将来の自然的条件、社会的条件から見て、類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落をし、平成25年度、26年度分について修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが均衡を失すると認められる場合に価格を下落修正できるとするものです。第2項につきましては、この平成26年度に下落修正を受けない土地で、平成25年度に修正を受けた場合には、修正を受けた価格を平成26年度の課税標準とする改正でございます。

附則第12条につきましては、宅地に対して課税する固定資産税の特例で、商業地等の宅地の特例について、平成24年度から26年度の3年間延長する改正をするものです。土地の評価額が急激に上昇した場合に、課税標準額がゆるやかになるように是正する負担調整措置につきましても、引き続き措置を講じられております。

なお、住宅用地の特例措置につきましては、合理性が低下した特例措置の見直しとして、廃止をされました。ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に措置特例が残されることとされております。

次に、附則第13条につきましては、農地に対して課税する固定資産税の特例で、3年間延長する改正をするものです。農地に係る固定資産税につきましても、評価額が急激に上昇した場合でもゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する、負担調整措置が講じられております。

次に、附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例であります。条例改正にともなう、該当条項の整理を行い、特例

を3年間延長をする改正をするものです。なお、特別土地保有税につきましては、附則第14条2の規定によりまして、当分の間、課税停止となっております。

次に、附則第21条の2の関係につきましては、新たに地方税法において、図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の一般社団、財団法人が土地家屋等の固定資産税の非課税措置の対象とされたため、この措置の適用を受けるための申告の規定を追加をするものです。

次に、附則第22条の2の関係につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る規定を追加をするものです。東日本大震災によりまして、その有していた家屋で居住のように起用していたものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）の第11条の6第1項に規定する滅失、この滅失は通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みますが、この滅失をしたことによって、その納税者が当該滅失した家屋の敷地の用に供されていた土地または当該土地にある権利を譲渡した場合に、震災特例法の第11条の6第1項の規定を適用して、租税特別措置法に規定する譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期限3年、これを7年と4年間延長するもので、本条例の制定附則第17条、第17条の2、第17条の3及び第18条の読みかえの規定を追加するものです。第2項はこの適用を受けるための申告等について規定をしております。

次に、附則第23条の関係につきましては、法改正に伴う文言と、該当条項の整理と、新たに東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例を設け、被災者の居住の安定確保を支援する措置を講ずるものです。通常の上乗率1.0%、これを1.2%にし、借入金等の年末残高の限度額の上乗せとして、最高で1,000万円の上乗せ特例。また、滅失した従前家屋と再取得した住宅に係る住宅借入金特別控除を重複して適用できることと

されました。

次に、附則ですが、附則につきましては、第1条で、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するとしまして、ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するとするものです。

附則第2条につきましては、この条例の改正にともなう町民税に関する経過措置について規定をしております。

附則第3条は、この条例の改正にともなう固定資産税に関する経過措置についてそれぞれ規定をするものです。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、10ページから13ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第52号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号足寄町税条例の

一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第53号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 西東文雄君。

住民課長（西東文雄君） ただいま議題となりました議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されることにともない諸用の改正を行うものです。

今回の法律等の改正における本条例の改正に関わる部分について、御説明を申し上げます。

東日本大震災により、居住の用に供していた家屋が滅失したことにより、その居住の用に供することができなくなった方について、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合に、租税特別措置法に規定する譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期限の要件が、災害があった日から7年を経過する年の12月31日までの間とすることとされたものです。

次に、この改正を受けまして、足寄町国民健康保険税条例の改正の内容について御説明を申し上げます。

足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、足寄町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例。

第15項、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

この附則の追加につきましては、法附則第44条の2第3項は、地方税法における東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定ですが、この規定の適用を受ける場合に、国民健康保険税の所得割額についても同様に長期譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件を、3年から7年に4年間延長する規定を適用するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含むとする附則第4項の読みかえ規定を追加をするものです。

次に、附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するとするものです。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、右のページに新旧対照表を添付しておりますので御参照を願います。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第4回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時44分 閉会